

浜松市電線共同溝管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、浜松市（以下「道路管理者」という。）が管理する電線共同溝（別称 C・C・BOX）に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第18条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1)「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいい、管路部及び特殊部からなる。
- (2)「管路部」とは、電線共同溝のうち電線を管路材に収容する施設をいう。
- (3)「特殊部」とは、電線共同溝のうち分岐部、接続部及び地上機器部（地上の機器類を除く。）を総称していう。
- (4)「附帯設備」とは、電線共同溝に附帯して設置する施設をいう。
- (5)「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線、通信線及び取付け金具等をいう。
- (6)「占用物件」とは、電線共同溝に敷設する道路設備以外のものをいう。
- (7)「占用者」とは、前号の占用物件の敷設に関する道路管理者の許可を受けた者をいう。
- (8)「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
- (9)「占用工事」とは、占用物件に関する工事をいう。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件は占用者が、それぞれ管理する。

(台帳の作成及び保管)

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため、電線共同溝管理台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管するものとする。台帳に記入すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 電線共同溝の規模及び構造
- (2) 収容物件の敷設状況
- (3) 収容物件の種類及び敷設年月日
- (4) 収容物件の管理者の氏名及び連絡先
- (5) その他道路管理者が必要があると認める事項

2 道路管理者は、台帳を整備するものとし、各占用者に台帳を閲覧させることができる。

3 占用者は、自らに起因して台帳の内容に変更が生じたときには、速やかに道路管理者

に届け出なければならない。

(収容物件の明示)

第 5 条 道路管理者及び占有者は、収容物件に管理者名、敷設年及び電圧を明示するものとする。

(収容物件に変更がある場合の措置)

第 6 条 道路管理者は、新たに占有者が生じた場合、収容物件に変更が生ずる等の場合はあらかじめ関係占有者に通知するものとする。

(工事の施行)

第 7 条 占有者は、電線共同溝において占用工事を施行しようとするときは、あらかじめ道路管理者に、占用工事施行承認申請書（第 1 号様式）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、占有者が国の場合は、道路管理者と協議が成立することをもって承認を受けたものとみなす。

2 承認を受けた者は、前項の申請書に記載された事項及び添付図書の内容を変更しようとする場合は、その変更について道路管理者の承認を受けなければならない。

3 占有者は、占用工事が他の収容物件に支障を及ぼすおそれがあるときは、他の占有者の意見を聴取し、その立会を求めるものとする。

4 道路管理者が電線共同溝内において工事を施行する場合、他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、事前に関係占有者に連絡し、打合せを行うものとする。

5 占有者は、占用工事等に伴い、附帯設備の設置等が必要となった場合は、道路管理者と協議するものとする。

6 占有者は、承認を得た工事等が完了したときには、電線共同溝内占用工事完了届（第 2 号様式）を道路管理者に届け出なければならない。

(電線共同溝への入溝)

第 8 条 電線共同溝に占用工事以外の目的で入溝しようとするときは、占有者は道路管理者に電線共同溝入溝届（第 3 号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、緊急を要する場合は、入溝後速やかに電線共同溝緊急入溝報告書（第 4 号様式）を提出し、作業内容等について道路管理者の確認を受けなければならない。

3 前二項の規程により、入溝した占有者は、電線共同購入溝日誌（第 5 号様式）に必要な事項を記載し、保管しなければならない。なお、道路管理者から電線共同購入溝日誌の提出要請があれば、提出しなければならない。

4 電線共同購入溝日誌の保存期間は、当該日誌を作成した日から起算して、1 年とする。

(点検及び通報の義務)

第 9 条 道路管理者及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、事故の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

2 道路管理者及び占有者は、巡視又は点検の際、電線共同溝又は他の収容物件等に異常を発見した時は、直ちに関係者に通報するとともに、事故の収容物件の保持に必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の措置を行った場合、当該物件占有者は措置完了後、直ちに道路管理者に措置報告書（第6号様式）を提出しなければならない。

（関係法令の遵守）

第10条 占有者は、前各条の規定により作業等を実施しようとする場合は、本規定によるほか関係諸規定を遵守しなければならない。

（管理負担金）

第11条 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他道路管理者が管理のために施行する工事の費用は、当該工事等に直接必要な本工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、営繕費並びに事務費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額（以下「管理負担金」という。）を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。

2 管理負担金は、本工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、営繕費並びに事務費の合計額とし、機械器具費、営繕費及び事務費の算出方法は次のとおりとする。

（1）機械器具費は、本工事費、測量及び試験費、補償費（以下「本工事費等」という。）の合計額に次の表の基準額に応じ、同表の機械器具費の率を乗じて得た額とする。ただし、本工事費等の合計金額が5,000,000円未満の場合は、機械器具費を算定しない。

基 準 額	機 械 器 具 費 の 率
20,000,000 円以下	0.8 %
20,000,001 円以上 50,000,000 円以下	0.6
50,000,001 円以上 80,000,000 円以下	0.4
80,000,001 円以上	0.2

（2）営繕費は、本工事費及び機械器具費の合計額に次の表の基準額に応じ、同表の営繕費の率を乗じて得た額とする。ただし、本工事費等及び機械器具費の合計金額が50,000,000円未満又は工期が100日未満の場合は、営繕費を算定しない。

基 準 額	営 繕 費 の 率
20,000,000 円以下	1.0 %
20,000,001 円以上 50,000,000 円以下	0.8
50,000,001 円以上 80,000,000 円以下	0.6
80,000,001 円以上	0.4

(3) 事務費は、本工事費等、機械器具費及び営繕費の合計額に次の表の基準額に応じ、同表の事務費の率を乗じて得た額とする。

基 準 額	事 務 費 の 率
20,000,000 円以下	10 %
20,000,001 円以上 50,000,000 円以下	8
50,000,001 円以上 80,000,000 円以下	6
80,000,001 円以上	4

- 3 管理負担金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 占用物件の設備又は管理の瑕疵により、電線共同溝及び占用物件に損害を与えた場合の復旧費は、当該原因者の負担とする。
- 5 特定の占用者等の必要により生じた当該電線共同溝の改築に要する費用は当該原因者の負担とする。
- 6 管理負担金のうち占用者が負担することとなる負担額は、管理負担金徴収資金計画書（以下「計画書」という。）に基づき、納入通知書により道路管理者が徴収するものとする。
- 7 道路管理者が徴収する管理負担金は、毎会計年度末に精算するものとする。ただし、改築、維持、修繕、災害復旧その他の工事で当該工事の完了の際清算できるものについては、その都度することができる。

（ 損 傷 又 は 紛 争 の 処 理 ）

第12条 収容物件の設置、管理の瑕疵もしくは工事等に起因して、第三者（道路管理者及び他の占用者を含む。）に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。

（ 細 目 ）

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、道路管理者が占用者の意見を聴いて別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

〒 -
住 所
氏 名 印
担当者
電 話

電線共同溝占用工事施行承認申請書

次のとおり占用物件に係る工事を施行したいので、浜松市電線共同溝管理規程第7条に基づき承認を得たく申請します。

記

路線名	(市・国・県)道 線
場 所	自： 至：
工 事 名	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
目 的	
工事内容	
添付図面	位置図、平面図、縦断図

電線共同溝占用工事施行承認書

上記について、これを承認します。ただし、工事に当たっては浜松市電線共同溝管理規程及び浜松市電線共同溝保安細則を遵守すること。

浜土 () 第 号
年 月 日

浜松市長

(第2号様式)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

〒 -
住 所
氏 名 印
担当者
電 話

電線共同溝内占用工事完了届

年 月 日付け浜土 ()第 号で承認を得た占用物件に係る工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

記

1 路線名

2 場 所

3 工事名

4 工事期間 年 月 日 着手
年 月 日 完了

5 目的及び工事内容

6 その他

(第3号様式)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

〒
住 所
氏 名
担当者
電 話

印

電 線 共 同 溝 入 溝 届

次のとおり電線共同溝に入溝したいので届け出ます。

記

- 1 入溝場所 路線名 (市・国・県)道 線
場 所 自: 至:
- 2 入溝目的
- 3 工事期間 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで
- 5 入溝者等 入溝責任者 氏 名
電 話
入溝総人数 人
- 6 火気使用 (1)あ り 防火責任者
(2)な し

(第4号様式)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

〒 -
住 所
氏 名
担当者
電 話

印

電 線 共 同 溝 緊 急 入 溝 報 告 書

次のとおり電線共同溝に緊急に入溝したので報告します。

記

- 1 入溝場所 路線名 (市・国・県)道 線
場 所 自： 至：
- 2 入溝目的
- 3 工事期間 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで
- 5 入溝者等 入溝責任者 氏 名
電 話
入溝総人数 人
- 6 火気使用 (1)あ り 防火責任者
(2)な し

(第5号様式)

電線共同溝入溝日誌

(年 月 日入溝分)

入溝者 _____ (印)

入溝責任者 _____ (印)

1 入溝状況

入溝目的	1.作業 2.工事 3.巡回 4.その他()												
入溝時間	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12												天候
	午前												
	午後												
路線名	(市・国・県)道 _____ 線												
入溝者	入溝主務者						立会人						
	入溝責任者												
	火気責任者												

2 特記事項

	区分	項 目	確認	
	事前事項	1	工事の施行承認を受けたか	
		2	入溝の届出をしたか	
		3	火気使用の届出をしたか	
		4	必要な立会者に立会要請したか	
		5	入溝の心得を再確認したか	
	一般事項	1	使用する鍵の番号は()	
		2	保安帽、作業服等の安全装備をしたか	
		3	非常用の灯具を準備したか	
		4	開口部の保安施設、要員は確保したか	
		5	他の占用物件等に損害を与えなかったか	
		6	禁煙を守ったか	
		7	機材が構内に放置していないか	
		8	継続工事の器材が整理されているか	
		9	作業終了時に作業区域の清掃をしたか	
		10	作業終了時に柵蓋の施錠をしたか	
		11	入溝日誌に記入漏れがないか	
		12	鍵を返却したか	
	特殊事項	1	酸欠測定器を準備したか	
		2	非常用消火器を準備したか	
3		酸素呼吸器を準備したか		
4		防火シートを準備したか		
確認者				

(第6号様式)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

〒 -
住 所
氏 名 印
担当者
電 話

措 置 報 告 書

次のとおり報告します。

路 線 名	(市・国・県)道			線
異常発生箇所				
異常発生日時	年	月	日	時 分
処理終了日時	年	月	日	時 分
他の占有者への影響	なし・あり()	他の占有者への連絡	済・未	
処理の責任者	印			
報告書作成者	印			
異常の状況				
処理の方法				
その他				
添付書類				